

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1 現状

(1) 地域の災害リスク

(土砂災害洪水：ハザードマップ)

当町のハザードマップによると、当会が立地する牟礼地域において、0.5mを超える浸水が予想されるほか、当町の商業地区の深沢地区は全域で0.5m以上の浸水が予想されている。

ア 想定される地域の災害リスク

(ア)洪水

町における河川の状況（避難等の判断基準となる水位）

	鳥居川（水位周知河川）	斑尾川	その他の 中小河川
特性	・上流戸隠地域（代表雨量観測所「戸隠牧場」）に降った雨が約1時間後に到達 ・上流戸隠地域の総雨量が50mmを超えると下流域の水位が危険水位（2.8m）を上回るおそれ	・上流芋川地域の総雨量が100mmを超えると溢水 <sup>いつすい</sup> するおそれ	・氾濫による浸水域の最大水深はほとんど床下以下と想定
警戒すべき区間	右岸 牟礼吹上70m 左岸 華表橋から日影橋500m	両岸 堀越から斑尾大橋まで 毛見橋から下赤塩橋まで	最大浸水深が0.5mとなる平屋家屋のある地域は注意が必要
特に注意を要する区間	重要水防箇所 牟礼吹上、倉井狐沢 新鳥居橋 H12出水で流木により閉塞し、上流で越水氾濫	重要水防箇所 毛見橋から下赤塩橋まで	

(イ)土砂災害

避難指示等の対象とする土砂災害の危険性がある区域

a 土砂災害警戒区域

土石流 52箇所、急傾斜地の崩壊 95箇所、地すべり 30箇所

b 土砂災害特別警戒区域

土石流 43箇所、急傾斜地の崩壊 90箇所

※詳細は飯綱町土砂災害ハザードマップ参照

土砂災害避難区域

避難地域	対象地区 (避難指示等の発令単位)	災害の様相	指定避難所
牟礼西地区	高坂区	急傾斜・土石流 地すべり	いいづなコネクト WEST (旧牟礼西小学校)
	地藏久保区	土石流	
	野村上区	土石流	
	北川区	土石流	
	袖之山区の一部	土石流	
	夏川区	土石流	
牟礼東地区	古町区・芹沢地区の一部	地すべり	牟礼小学校
	小玉区	急傾斜・土石流	

	栄町区の一部	急傾斜・地すべり	飯綱町民会館
	牟礼区の一部	急傾斜・地すべり	
	番匠区の一部	急傾斜	
普光寺地区	深沢組の一部	急傾斜	三水小学校
芋川地区	寺村組の一部	地すべり	芋川防災センター
	町組	土石流・地すべり	
	中峯組	土石流・地すべり	
	御所之入組の一部	土石流	
	若宮組	急傾斜・土石流	
	若宮組（あおぞら）	急傾斜・土石流	
	堀越組	急傾斜・土石流	
日向組・溝口地区	急傾斜・土石流		
倉井地区	谷組・釜淵地区の一部	急傾斜・地すべり	倉井コミュニティ 消防センター
	谷組・狐沢地区	急傾斜	
赤東地区	毛野組の一部	急傾斜・土石流 地すべり	赤東コミュニティ 消防センター
	下赤塩組の一部	急傾斜・土石流 地すべり	
	東柏原組	土石流	
	扇平組の一部	急傾斜	

(地震：ハザードマップ及びJ-SHIS)

全壊棟数割合が商工会のある牟礼地区で10%未満、小学校、中学校のある普光寺地区で10～20%、飯綱病院、町民会館のある牟礼地区で20～30%となっている。

地震ハザードステーションの防災地図によると、震度6弱以上の地震が今後30年間で6%～26%の確率で発生するとされている。

ア 信濃川断層帯による地震

信濃川断層帯は善光寺平から新潟県小千谷付近に至る信濃川沿岸に多数分布する延長80km程度の断層帯で、長野県内の区間は長野盆地西縁断層帯とも呼ばれます。顕著な活動としては1847年に発生した善光寺地震があります。この活断層による町への影響は震度6弱～7と想定されます。

イ 糸魚川静岡構造線断層帯による地震

新潟県糸魚川市から静岡県にかけて断続的に分布する延長140～150kmの断層帯で、ずれ方の違いなどから北部・中部・南部に分けられます。町への影響が考えられるのは北部（白馬付近から松本付近）の断層帯で、震度5強～6弱と想定されます。

※詳細は飯綱町地震ハザードマップ参照

(その他)

町内の鳥居川、斑尾川水系では、これまでも数々の水害に見舞われてきた。特に平成7年の長野県北部梅雨前線豪雨災害においては、大雨、洪水、土砂災害に加え、住宅被害が15棟にのぼり、避難人数が34人、河川被害が68ヶ所、立ヶ花橋の推移は6.9mに達した。また、当町は北に位置している影響もあり、年間平均降雪量は2.87cmと多い。

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のようにワクチン2回接種率78.7%であり、全国民が免疫を獲得しているとは言えず、全国的かつ急速な蔓延により、当町にお

いても多くの町民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある。

## (2) 商工業者の状況

- ・商工業者数 363 人
- ・小規模事業者数 346 人

[内訳]

業種	商工業者数	小規模事業者数	備考
建設業	122	120	町内に広く分散している
製造業	33	28	
卸・小売業	68	64	普光寺地区・牟礼地区に多い
宿泊業・飲食業	40	40	宿泊業は川上地区に多い
サービス業	81	76	
その他	19	18	

## (3) これまでの取組

### ア 飯綱町の取組

#### (ア) 地域防災計画の策定

災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、飯綱町防災会議が作成する計画であって、町、関係機関、住民等が相互に協力し、町の地域に係る災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興計画を推進することにより、町域における土地の保全とかけがえのない住民の生命、身体及び財産を保護することを目的としている。

現時点では、平成 26 年度から平成 29 年度における長野県地域防災計画の改訂によるもので、情報の迅速化・一元化、災害対策本部体制の強化、熊本地震を踏まえた応急対策や平成 28 年台風第 10 号災害を踏まえた課題と対策のあり方等の修正を令和 2 年 3 月に行っている。

#### (イ) 新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

平成 25 年 4 月 13 日、新型インフルエンザや新感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定公共機関、事業所等の責務等を定めた、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。）が施行された。

また、新型インフルエンザ等の患者等に対する医療の提供や感染拡大防止対策等が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10 年法律第114 号。以下「感染症法」という。）に規定されている。

本町も国や県等の計画を踏まえつつ、特措法及び感染症法に基づき、新型インフルエンザ等の発生に備え、本町全体の態勢を整備するため、平成25年6月には新型インフルエンザ等対策本部条例制定、翌年6月には新型インフルエンザ等対策行動計画（平成26 年5月策定）を議会定例会へ報告している。

#### (ウ) 業務継続計画地震対策編（BCP）の策定

平成 23（2011）年 3 月の東日本大震災において、庁舎や職員が被災した東北地方の市町村では、一時的に行政機能が失われる深刻な事態に陥り、業務実施が非常に困難となった。

また、平成 28 年 4 月の熊本地震でも地方公共団体自身が被災したことにより、緊急対応に支障をきたした。

これらを踏まえ、本町でも平成 29 年 3 月に飯綱町業務継続計画（BCP）を策定している。この計画は、災害時に行政自らも被災し、人、物、情報等利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務（非常時優先業務）を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定める計画としている。

#### (エ) ハザードマップの作成と配布

町内の災害危険個所を町民に広く周知し、いざというときに迅速な避難行動がとれるように、土砂災害のハザードマップ（平成 30 年度作成）は令和 2 年 7 月に、地震ハザー

ドマップ（令和3年10月改訂）は令和3年10月に全戸配布している。また、飯綱町のホームページにも掲載し、防災意識の啓発に努めている。

(オ) メール配信サービスの提供

平成20年3月から町の独自のシステムとして地域の皆様が安全で安心した生活を送れるよう、防犯や防災に関する情報や緊急のお知らせなどをメールで配信する「飯綱町メール配信サービス」（メール登録者への配信）を運用している。平成28年度からはJ-ALERT（全国瞬時警報システム・消防庁）と連携し、気象情報等（注意報や警報、地震情報）が発表されると自動的にメール配信されるよう設定している。

地域の犯罪や災害に対する事前の備えとして、より多くの皆様に情報伝達することが可能となっている。

(カ) 防災訓練の実施

毎年9月の第1日曜日に、災害対策基本法第48条の規定に基づき、地域住民と一体となり災害時における防災活動を円滑に行うため、情報伝達や避難行動など各区・組・事業所の計画に基づき、防災訓練を実施している。

また、関係機関の連携、技能の向上、地域住民への防災知識の普及・啓発に努めている。

(キ) 災害時の備蓄品等

地域防災計画に基づき、事前対策として、食料品や飲料水などの生活物資の備蓄や資機材の整備、民間事業者や他の市町村との応援協定などを実施している。

地震発生1日後の食料不足数である4,630食を目標に備蓄することとしている。また、生活必需品の備蓄については、人口の5%想定である600人分を備蓄する。

新型コロナウイルス等感染症対策として、避難所における段ボールベッド間仕切り等の設営や運営に係る備蓄品も整備している。

(ク) 防災行政無線デジタル化の整備

防災行政無線は、平成30年度から令和2年度にかけて、アナログ方式からデジタル方式へ更新する工事を実施している。これにより従来のアナログ式と比較して音質が向上したほか、J-ALERT（全国瞬時警報システム・消防庁）により、防災行政無線を自動起動し、町全域に緊急情報の発信ができるようになっている。

住民各世帯に無償貸与（原則1世帯1台）している戸別受信機については、令和2年度末（令和3年3月31日現在）実績で3,119台/3,800戸（設置率82.1%）となっている。

(ケ) 新型コロナウイルス感染症業務継続計画（BCP）の策定

新型コロナウイルス感染症等による職員の出勤困難者が発生し、町の業務継続が困難になる場合に備え、限られた人員で感染拡大を防止し、行政機能の継続性を確保することを目的に、新型コロナウイルス感染症飯綱町業務継続計画（暫定版）を令和2年4月に策定している。

(コ) 国土強靱化地域計画の策定

東日本大震災の教訓を踏まえ、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」に基づき、町内及び周辺地域において、巨大地震や豪雨・豪雪等の大規模自然災害が発生した場合における致命的な事態の想定並びに当該事態に対する脆弱性の検討により、最悪の事態をもたらさないための事前の備えに係る取り組みの方向性や内容等を定め、災害に強く安心して暮らすことができる地域づくりを目指すために、令和3年度中に飯綱町国土強靱化地域計画を策定する予定である。

イ 当会の取組

(ア) 事業者BCP策定関係

- a 事業者BCPに関する国の施策の周知
- b 長野県BCP策定支援プロジェクトの活用による個別支援

(イ) 災害後の事業者実支援関係

- a 商工会危機管理マニュアルの策定と毎年更新（平成27年1月）
- b 防災備品（ラジオ、乾パン、水等）を備蓄し、公用車2台に設置
- c 当町が実施する防災訓練への参加

d 商工会のBCP関連の各種共済制度への加入促進

## 2 課題

### (1) 事業者BCP策定関係

小規模事業者が多く、事業者BCP策定が進まない。

### (2) 災害後の事業者実支援関係

- ア 当町との協力体制について、具体的な体制や行動を商工会危機管理マニュアルに整備する。
- イ 指揮命令最高責任者である会長が、常勤ではない。
- ウ 感染症対策において、地区内の小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてのマスクや消毒液等の衛生用品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知することが必要であり、課題である。

## 3 目標

### (1) 事業者BCP策定関係

- ア 事業者BCP策定実態調査を実施する。
- イ 地区内の小規模事業者に対し災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ウ 事業者BCP策定を毎年5事業所、5年で25事業所の策定を行う。

### (2) 災害後の事業者実支援関係

- ア 発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と当町との間における連絡ルートを構築する。
- イ 災害規模の目安を策定する。
- ウ 情報共有の頻度を策定する。
- エ 被害状況や規模に応じた応急対策の方針を決める。
- オ 被害調査用のヒアリングシートを策定する。
- カ 発災後速やかな復興支援が行えるよう、また域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から準備し、訓練する。

## 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

### 4 事業継続力強化支援事業の実施期間

(令和4年4月1日～令和9年3月31日)

### 5 事業継続力強化支援事業の内容

#### (1) 事前の対策

- ア 平成27年1月に策定した商工会危機管理マニュアルを毎年加除更新しているが、本計画との整合性を整理し、自然災害発生時や感染症発災時に混乱なく応急対応等取り組めるようにする。
- イ 新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ウ 事業者BCP策定実態調査を行う。

#### (ア) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- a 巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水害補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- b 定例の毎月の文書発送、ホームページ等において、本計画を公表するほか、国・県の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要等を周知し、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の掘り起こしを行う。
- c 小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易なものを含む。）の策定による実効性のある取組の推進について指導及び助言を行う。
- d 事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- e 中小企業庁の提供するBCP作成ツールも活用する。
- f 新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者は常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- g 事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

#### (イ) 商工会自身の事業継続計画の作成

- a 平成27年1月に策定した商工会危機管理マニュアルを毎年加除更新している（別添）。
- b 令和2年6月に近隣商工会である信濃町商工会と商工会危機管理マニュアルに基づく連携商工会協定を締結し実効性を確実なものにした（別添）。
- c 当町との協力体制について、具体的な体制や行動を商工会危機管理マニュアルに整備する。
- d 当町と当会で事前に被害状況の確認方法や被害額(合計、建物、設備、商品等)の算定方法について、あらかじめ確認し被害調査用のヒアリングシートを作成する。
- e 災害規模の目安を策定する。
- f 情報共有の頻度を策定する。
- g 二次災害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。

#### (ウ) 事業者BCP策定等に向けた関係団体との連携

- a 平成27年1月に商工会危機管理マニュアルに基づき、飯綱町、北信米油株式会社と協定を締結している。
- b 東京海上日動火災保険株式会社の長野県との連携協定に基づき、専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーを実施する。
- c 「長野県BCP策定支援プロジェクト」を活用し、BCPの策定を希望する事業者に対してのセミナーの開催や個別支援を実施する。
- d 長野県商工会連合会の上席専門経営支援員の支援を要請し、事業者BCP個別策定を

支援する。

- e 感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険の紹介等も実施する。

### (エ) フォローアップ

- a 小規模事業者の事業者BCP等の取組状況の確認  
b 定期的に町産業観光課長と状況確認や改善点等について協議する。

### (オ) 当該計画に係る訓練の実施

自然災害（マグニチュード6地震）が、発生したと仮定し、当町との連絡ルートの確認等を行う。訓練は必要に応じて実施する。

## (2) 災害後の対策

自然災害の発災時は、人命救助を第一とし、そのうえで、地区内の事業所の被害状況を調査し、関係機関へ連絡する。

### ア 応急対策の実施可否の確認

(ア) 発災時1時間以内に職員の安否報告を行う。

（「商工会災害システム」を利用し、安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会と当町で共有する。）

(イ) 国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い、うがい等の徹底を行う。

(ウ) 感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、飯綱町における感染症対策本部設置に基づき、当会による感染症対策を行う。

### イ 応急対策の方針決定

(ア) 当会と当町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。

(イ) 職員が被災し応急対策ができない場合に備え、役割分担を決める。

(ウ) 大まかな被害状況を確認し、3日以内に情報共有する。

### 被害規模の目安

A(事務局機能が不能となると想定される) 被災事業者が50%以上	・震度5以上の地震が発生、または発生する恐れがある時 ・大規模火災が発生した時 ・台風原因とする災害が発生、または発生する恐れがある時 ・大雨による災害が発生、または発生する恐れがある時 ・その他、甚大な被害が発生、または発生する恐れがある時 ・新型コロナウイルス等が発生、または発生する恐れがある時 長野県感染警戒レベル5・6
B(事務局機能の大幅低下が想定される) 被災事業者が30%程度	・震度5弱の地震が発生した時 ・洪水、噴火、火災が発生、または発生する恐れがある時 ・その他、町内に被害が発生、または発生する恐れがある時 ・気象庁から各種警報が発令された時 ・新型コロナウイルス等が発生、または発生する恐れがある時 長野県感染警戒レベル2・3・4
C(事務局機能の軽微な低下が想定される) 被災事業者が10%程度	・震度4の地震が発生した時 ・気象庁から注意報が発令された時 ・商工会の近隣において停電、火災が発生した時 ・新型コロナウイルス等が発生、または発生する恐れがある時 長野県感染警戒レベル1

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じていると考える。

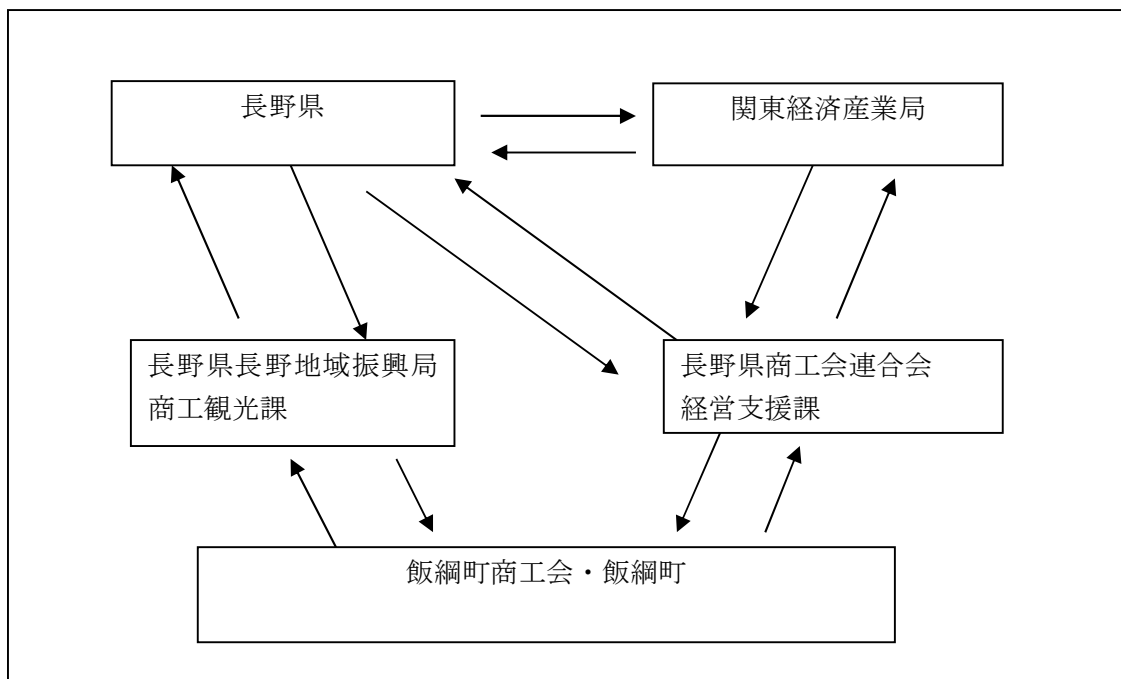
(エ)本計画により、当会と当町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

期間	情報共有する間隔
被災後～ 1週間以内	原則、1日に1回定例会議で共有する。 特別な事情があれば迅速に共有する
1か月以内	1週間に1回共有する。特別な状況があれば、その都度共有する。
1か月超	1か月に1回共有する。特別な状況があれば、適宜共有する。

(オ)当町で取りまとめた「飯綱町新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交替勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

### (3) 発生時における指示命令系統・連絡体制

- ア 自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- イ 二次災害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ウ 当会と当町は、被害状況の確認方法や被害額(合計、建物、設備、商品等)の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- エ 当会と当町が共有した情報を、当町から長野県長野地域振興局商工観光課へ報告する。
- オ 感染症流行の場合、国や県等からの情報や方針に基づき、当会と当町が共有した情報を当町より長野県長野地域振興局商工観光課に報告する。



### (4) 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ア 相談窓口を設置する。(当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。)
- イ 安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ウ 地区内の事業所の被害状況調査に基づき、トリアージする。
- エ 応急時に有効な被災事業者施策(国や県、町等の施策)について、どこに掲示されているのか常時から確認しておき、早急に地区内の小規模事業者へ周知する。
- オ 感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

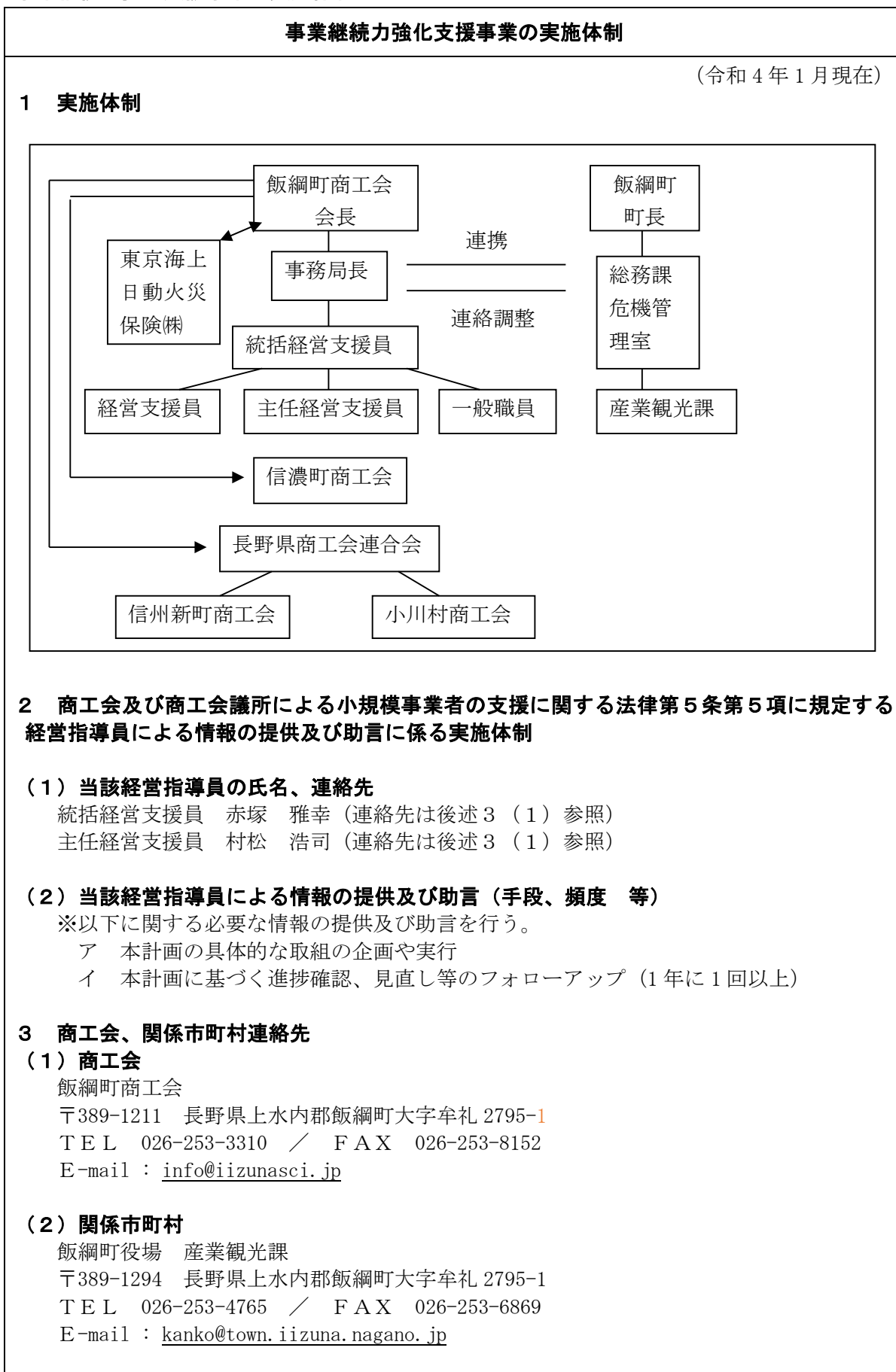


**(5) 地区内小規模事業者に対する復興支援**

- ア 地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を事前に当町と調整し作成した「ヒアリングシート」に基づき、漏れなく一回で確認する。
- イ 県の方針に従って、復旧・復興支援方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ウ 内閣府のホームページを毎日チェックする。
- エ 金融・労働・補助金を中心に被災事業者に対する具体的な実支援を行う。
- オ 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、商工会危機管理マニュアルに基づき、信濃町商工会からの応援を要請する。それでも足りない場合は、長野県商工会連合会と相談し、経営支援センターグループである長野北西グループ管内の商工会に応援要請を行う。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

1 必要な資金の額					
(単位 千円)					
	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
必要な資金の額	1230	1230	1230	1230	1230
<b>1 事業者BCP策 定関係</b>					
・ 専門家派遣費	310	310	310	310	310
・ 町との協議費	10	10	10	10	10
・ セミナー開催費	300	300	300	300	300
・ パンフ・チラシ 作成費	150	150	150	150	150
・ 防災、感染症対 策費	100	100	100	100	100
<b>2 災害後の事業者 実支援関係</b>					
・ 専門家派遣費	310	310	310	310	310
・ 事務費	50	50	50	50	50

**2 調達方法**  
引当金取り崩し

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

<b>連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</b>
東京海上日動火災保険株式会社 長野支店  住所 〒380-8508 長野県長野市南県町 1081 代表者名 長野支店長 武元 忠雄
<b>連携して実施する事業の内容</b>
<b>小規模事業者に対する災害リスクの周知</b> 巡回経営指導時に事業所立地場所の自然災害のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水害補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する際のハザードマップを提供してもらう。 小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的のものを含む）策定による実効性ある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言をしてもらう。 事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施してもらう。  <b>事業者BCP策定等に向けた関係団体との連携</b> 連携協定を結ぶ東京海上日動火災保険㈱に専門家派遣を依頼し、会員事業所以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施してもらう。 東京海上日動火災保険㈱リスクコンサルティングによる地震対応訓練の実施、「事業継続計画：BCP」の策定をはじめ、事業継続のための取り組みを総合的にサポートしてもらう。
<b>連携して事業を実施する者の役割</b>
(連携者) 東京海上日動火災保険株式会社 長野支店 住所 〒380-8508 長野県長野市南県町 1081 代表者名 長野支店長 武元 忠雄  (役割) 飯綱町商工会が小規模事業者に対して、事業者BCPの策定を進める上での資料提供、セミナーの企画、専門家派遣等の斡旋、助言等のバックアップ支援をしてもらう。 (効果) 東京海上日動は、多くの知見と実績を持っているので、飯綱町商工会の事業者BCP策定事業に大きく貢献し、BCP策定事業者数を確実に増やしていける。

### 連携体制図等

飯綱町商工会  
主任経営支援員等



東京海上日動火災保険(株)

- ・ 災害リスクの周知
- ・ 啓発セミナー
- ・ 事業者BCP策定
- ・ 専門家派遣
- ・ 効果的訓練

小規模事業者